

韓国高麗大生と考える市川房枝の思想と行動

三橋 広夫 (早稲田大学非常勤講師)

1. はじめに

ここ数年、毎年1回高麗大で授業をしてきた。そして、2013年の授業を基に「韓国高麗大生と学ぶ『富士山』の授業—日韓ナショナリズムのありようとかかわって—」^{*1}を書き、2014年には日本のソメイヨシノと韓国のワンボンナム(王桜)の比較をする授業を実施して「日本のソメイヨシノと韓国のワンボンナム(王桜)の授業—韓国高麗大生と考える—」^{*2}という論文にまとめることができた。ともに、日韓のナショナリズムとのかかわりを学生たちと追求した授業だった。

2016年は、筆者の都合で韓国に行くことができず、今年になってようやく授業をする機会を得たので市川房枝を取り上げたいと思った。現在の日本や韓国の歴史教育にとってジェンダーの視点は欠かすことができないと考え、日韓歴史教育交流シンポジウムでもこの問題の重要性を提起した^{*3}からでもある。

さらに、授業のテーマを「市川房枝の思想や行動をどう考えるか」としたのは以下の理由からである。市川は、生涯にわたって女性の参政権獲得を推し進め、さらに売春防止法の制定、金権政治の打破、女性差別撤廃条約批准に努めた思想家であり、実践家だった^{*4}。と同時に、多くの研究者が指摘するように、戦争に協力した事実を否認しない^{*5}。市川自身も、「このつぎそういう場合(戦争を意味する—引用者)になったら、一生懸命反対しよう」と決意している^{*6}。こうした市川の思想と行動を理解することは、現代に生きる韓国の学生にとっても、そして私にとっても重要な意味を持つと考えた。

さて、市川は1893年愛知県の農家に生まれた。父親は市川にはよい親だったようだが、母親にとっては暴君だった。父親が暴力を振るったとき、「女に生まれたのが因果」と母親がぐちったことが子どもである市川の脳裏に刻まれたという。その当時をふり返って『自伝』では、「私の生まれたのは明治26年(1893)5月15日だが、この時期は明治憲法公布4年後で、婦人の政治活動を禁止した集会及政社法公布3年後であった」と記されている^{*7}。

こうして、1945年11月の治安警察法の廃止とともに女性の政治活動が自由になり、その後参政権(同年12月)、公民権(1946年9月)が実現した。市川はその実現に一貫して努力し、「男女平等の代名詞」^{*8}と目された。教科書でも必ずと言っていいほど登場する^{*9}。

2. 授業の実際

この実践は高麗大の「日本文化論」の授業で行った。教養科目のためさまざまな学部の3年生・4年生が参加している。今回の受講生は47名だった。授業は90分で、韓国語で行った。

(1) 女性参政権運動の先頭に立つ市川房枝

まず、新宿での「総選挙に際し選挙啓発の青空演説会」(1969年12月25日)から、ミカン箱の上で演説する市川の姿を紹介した。

次に、朝日尋常高等小学校の教師時代^{*10}、新婦人協会の結成(1919年)^{*11}、アメリカ・セネカフォールズで開かれた男女同権大会75周年記念大会に参加したこと(1923年)^{*12}、婦選獲得同

盟の設立(1924年)*¹³、そして「ポスター、ちらしの配布準備をする普選達成婦人委員会のメンバー」*¹⁴(1928年2月18日、写真)の一員としての市川を紹介した。特に、ビラに記されたスローガン「貴き一票!!正しく用ひて棄てないやうに／女の人も、手伝ひませう正しい選挙の行はれるやう」を示した*¹⁵。

さらに、第1回全日本婦選大会(1930年4月27日)、第2回全日本婦選大会(1931年2月14日)で登壇する市川を紹介し、第2回大会で市川が壇上に立った直後、乱入した右翼に胸ぐらをつかまえられた*¹⁶ことを強調した。

そして、その頃の女性参政権についての帝国議会での議論を見てみた。吉良元夫(政友本党)は「(先進国の婦人は)口角泡を飛ばし、男以上に乱暴であつて、到底我が帝国の婦人に真似でもして戴きましては、甚だ我々は残念に考へて居るのである。ところが焉ぞ知らん我が帝国にも、日本婦人にして生半弱に欧化したやうな、実に奇々怪々なる婦人を近来屢々見受くるのであります。私は此婦人参政権問題の演説などを謹んで拝聴に出掛けて見たことがあるが、どうも驚入った方々が多いのである。……其の大部分は不品行、不仕鱈、実に吾々は之を聞くに身の毛の悚つやうな次第である」と発言している*¹⁷。

さらに、急進的民本主義者と言われた植原悦三郎(革新倶楽部)は「物には順序がある。女子が直ちに男子と同等に衆議院の選挙権を獲得し得ると云ふが如きは、想像が出来ぬ事である。男子選挙権ですら、立憲政治建設以来三〇数年を経過して、漸く今日に到つたのである。我国においては女子が未だ経済上社会上に於てさへも、男子と対等の地位を与へられて居らぬ。然れば政治上俄に女子が男子と対等の地歩を占むると云ふ如き事は思ひ当たらぬ事である」とそれまでの言を翻して「男子婦選優先論」に復した*¹⁸。

それに対し婦選派は「今や自主的立場をとる婦人団体は厳然と起つて闘ふべきの秋である。…婦人よ、醒めよ。而して国家の為にてふ美名のもとに、無批判に政府の手先たる事なく進んでこの権力者の欺瞞を白日の下にさらし、婦人はまず婦人自らの解放の為に闘ふべき強き意思を養へ、婦選の行使はその意思の上に根ざしてこそ初めて実を結ぶべきである」と反駁している*¹⁹。

ようやく1930年に衆議院では「婦人参政権」が認められたものの、貴族院では反対派が賛成派を圧倒していた。反対論の急先鋒、井田磐楠(公正会)は「女子ニ参政権ヲ与ヘマシタ暁ハ此家族制度カラシテ一歩家出ヲシタコトニナル……女性ヲ没却シテノ男性化デアル、女子ノ機械化デアル、女子ハ産児制限ヲ越エテ産児分娩ヲ拒絶スルコトニナリマス……女子ニ対スル多大ナル賛美ト、同情ニ依ツテ此法案ニ対シテハ絶対ニ反対ヲ致スモノデアリマス」と激しく女性参政権に反対した*²⁰。

この4人の意見を紹介しつつ、「[資料1]を読んで、市川房枝の思想や行動をどう思いますか」と、学生たちに聞いた。



普選達成婦人委員会のポスター及びチラシ配布準備風景(『自伝』、172ページ)

【資料1】

現在の社会は、婦人に都合の宜くないように出来て居ります。……其の根本は婦人が参政権を有って居らないからと思います。……婦人が参政権を有って、男の政治家と同様に、議会に出入りして、言論を闘わす、其の事が婦人の生活として宜いとは思ひませぬ。私共が参政権を要求するのは、一つの手段であります。参政権を得て、それを手段として理想を達しようと思って居ります。……今の政治界は随分腐敗して居ると申して宜しいか、そう言う政治界に婦人が入っても何もなりませぬ。……婦人が選挙権を持ちまして……成るべく品行方正な人に投票する。……候補に立った時に、婦人に関係ある問題に付いて、理解がなければ当選しないことになりますから、選挙権を持っただけでも……婦人に不利な法律、そう言うものが改正されます。……現在の衆議院議員達拳法は、満25歳以上の男子とありますが、其の男子を除きまして、男子女子共に選挙権を持つ、そう言うように改正して貰いたいと言う意味の請願を出そうと思って居ります。(市川房枝「婦人の社会運動」、『市川房枝集』第1巻、日本図書センター、1994、148ページ)

学生の代表的な意見を以下に紹介する(学生の名前はすべて仮名である)。

○市川房枝の女性社会運動は、女性に否定的につくられている社会には必要なものだった。市川は、それを解決するための手段として女性の参政権を要求した。これは、女性の社会的位置を高め、女性に対する不利な法律を改正するものであり、男性が優位にあった当時の社会を順次平等化していくことができる過程として意義があると思う。(クオン・ボヘ)

○市川房枝の思想はかなり正しい方向に向かい、その行動は勇気に満ちあふれていた。男性がこの世の中心であるように考えていた中世的思想から抜け出し、すべての人間は平等であるという、今では当たり前の考えをすべての人々の前で叫んだ彼女の勇気に拍手を送りたい。彼女の行動によって権利への関心がさらに大きくなり、それは結局近代的男女平等に一步近づききっかけとなっただろう。(ヨ・ヒョング)

○進歩的な考えを持った人物だ。しかし、女性参政権獲得という目標から一步も出ず、女性が政治活動に参加することを望まないという点で限界を持っていると思われる。参政権行使を通じた消極的な意思表示だけを主張しているように思ったが、この部分が残念だ。それでも、女性の権利を法的に保障されるために言葉だけではなく、直接国会に法律改正の請願を出したことから見て積極的で行動派のように思える。(キム・スルギ)

○女性と男性が平等な社会をつくるため女性参政権を要求し、それを勝ち取るために実践したことを高く買うべきだ。しかし、市川房枝もやはり時代の限界を内包していた。女性参政権を要求しつつも女性が直接政治にかかわる必要性を感じていなかった。これは女性と男性が選挙権を同様に持ったとしても、直接政治に参加するのは男性に限らざるをえないという考えになる。(チャン・ユンビン)

○西欧よりも遅く市民的概念が導入された日本でも市川房枝のような思想家(運動家)が「女性参政権」について演説したことは、高く評価すべきだ。だが、男性の下で単に選挙権だけを保障されようとしたことを見ると、市川の行動は受動的で客体的ではないかと考える。(シム・チャンミン)

市川らの運動は「女性に否定的につくられている社会には必要」(クオン・ボヘ)であり、「今では当たり前の考えをすべての人々の前で叫ぶことができた彼女の勇気に拍手を送りたい」(ヨ・ヒョン

グ)と、市川の主張に賛同する意見が多かった。一方で、キム・スルギは「行動派」と市川を評価するものの、「女性が政治活動に参加することは望まない」ことが残念だとする。チャン・ユンビンやシム・チャンミンも、「女性参政権を要求しつつも女性が直接政治にかかわる必要性を感じていなかった」市川思想に対して批判的だった。

(2) 転換する市川房枝の思想と行動

満州事変や日中戦争の始まりとともに市川の思想や行動が転換していく。

【資料2】

事変[日中戦争]が勃発してからもう二カ月近くになる。

私共も政府当局者と共に、その局地的解決を切に希望したのだったが、遂に拡大のやむなさに立ち到ってしまった。

街頭の戦時風景は段々濃くなって来るし、ラジオや新聞の伝える戦況も日増しに激しくなっていく。

この二カ月間というもの、私は全く憂鬱に閉ざされて来た。国を愛するが故に、この不幸なる事変の発生を悲しみ、拡大の程度、事変の後の措置、経済上の影響……等々が案ぜられてならなかったのである。

然し、ここ迄来てしまった以上、最早行くとこと迄行くより外あるまい。……現在の如き状況に於いては、所謂婦選—法律の改正運動は一層困難となるであろう事はいう迄もあるまい。

然し私共が婦選を要求する目的は、婦人の立場より国家社会に貢献せんがために政府と、又男子と協力せんとする所にある。

従ってこの国家としてかつてなき非常時局の突破に対し、婦人がその実力を発揮して実績をあげる事は、これ即ち婦選の目的を達する所以でもあり、法律上に於ける婦選を確保する為の段階ともなるであろう。悲しみ、苦しみを噛みしめて、婦人の護るべき部署に就こう。

(市川房枝「時局に対して一私の頁」、『女性展望』1937年9月号)

さらに、アジア太平洋戦争が始まるとその転換ははっきりとしていく。

【資料3】

今次の支那事変並に大東亜戦争に於ては、日本民族の優秀性がはつきり確認され、東亜十億の指導者としての地位が確立いたしました。……

かつては家庭と職業とは両立しないと迄いはれて来ましたが、今日に於ては、国家の為にこれを両立させなければならないのであります。その為には、勿論国家若しくは公共団体等で母としての、主婦としての任務を充分尽し得るやう、労働時間の短縮、母体を損はない為の厚生施設、託児所、共同炊事等々の施設を考慮さるべきであります。一方、主婦自身も家庭生活を徹底的に合理化、簡素化する事が絶対に必要であります。

又かうした場合には、戸主を初め家族も協力して主婦の負担を軽減する様努むべき事は勿論であります。

かくして、民族の母として、又主婦としての御奉公の上、更に戦力増強の為の直接生産者としての御奉公も立派にやっつてのけたいものであります。

(市川房枝「婦人と国家」、同編『戦時婦人読本』八紘出版社、1943、8ページ、27～28ページ)

また、1942年には台湾の皇民奉公会の招きで、市川は台湾に赴き、40回の座談会や講演会に出席して翌年帰国した。『自伝』では、「台湾にもいろいろな問題があることを発見したが、これまた私どもにはどうすることもできないものばかりだった」*21としているが、実際はもっと積極的に日本の植民地政策を支持していた*22。

そして、女性の徴用をめぐるのは、東条首相との論争に発展した。「(女性の徴用の一引用者)意思ハアリマセヌ……米国ガスウシタカラ、英国ガスウシタカラ、コンナコトニ調子ニ乗ツテヤツテ居ツタラ是ハ日本ノ家族制度ノ破壊ニナツテシマイマス。……女子徴用ト云フコトハ一切私ハ蹴飛ハシテオリマス。……家族主義ト云フコトハ此ノ日本ノ国家ノ重大ナル点デアリマス。……即チ国体ヲ破壊スルヤウナ行為ハ断ジテ私ハヤリマセヌ」*23という東条の論に、「女子の勤労が生産力増強の為に国家として不可欠だというのなら、何も遠慮する必要はないと思います。徴用で勤労に出るのは家族制度を破壊するが、自発的に出るのは破壊しないという論理が立つのでしょうか。

婦人の勤労については、政府自身もっとはっきりした婦人の勤労観をもつてほしい、それでなければ一般の婦人は出たらよいのか、引込んだらよいのかわからなくなります」と女性も徴用せよと迫っている*24。

以上にふれながら、「[資料2、3]を読んで、市川房枝の思想や行動をどう思いますか」と、学生たちに聞いた。

○当時の状況から見て、女性の社会参加は必要だった。女性の能力を見せつけることによって女性の参政権を確保しようとしたため、その運動を一段階押し上げた。また、家庭と職業の両立のために家庭生活を合理化、簡素化しなければならず、このような場合戸主をはじめ家族の協力によって主婦の負担を軽減しなければならないと訴えた。これは現在の時点では当然のように思うが、当時このような考えは男性の反感を買ったと思った。このような主張は女性の存在がもう少し進んでから論じたほうがよかったのではないか。(クォン・ボヘ)

○市川房枝は女性の権利だけを主張したのではなく、国家のために女性の義務も負わせようと努力した。「非常時局の突破に対し、婦人がその実力を発揮して実績をあげる事は、これ即ち婦選の目的を達する所以」という文章から彼女の考えがわかる。さらに彼女は国家主義的な思想を若干持っていたようだ。植民地(台湾—引用者)で日本語が聞かれず残念だったという彼女の言葉からそれがわかる。(ヨ・ヒョング)

○女性の平等と女性の権利伸張を強調しているが、「今次の支那事変並に大東亜戦争に於ては、日本民族の優秀性がはつきり確認され……」という部分を見ると、彼女もやはり帝国主義の考えから逃れられていないといえる。人類を平等な存在とは見ずに、民族によって序列をつけることによって本当の意味での人権運動をしたとは見られないだろう。彼女が主張する女性の権利伸張は、おそらく日本人女性に限定されるものだろう。(キム・スルギ)



台湾南方開拓者浜田与兵衛史跡にて(1942年12月、進藤久美子『市川房枝と「大東亜戦争」』、505ページ)

浜田与兵衛は、17世紀初頭に台湾のオランダ総督を拉致し、関税の撤廃を実現させた。日本の植民地時代にそれを記念する碑が建てられた。

○〔資料2、3〕で市川房枝は女性参政権確保のため戦争で女性が積極的にその能力を発揮して参政権確保の土台を築こうとしている。このような発想は女性参政権を得るために帝国主義的侵略戦争をチャンスとしようとするものだが、これは戦争によって被害を受ける他民族の状況を考慮しない行動だ。また、〔資料3〕で市川は女性が母としての、主婦としての役割に忠実でなければならないと強調し続けている。これは意識するにせよ、しないにせよ女性の役割を限定することができるという発言だ。そして、女性が国家に寄与し参政権を得るとことは、女性が市民として当然持つべき参政権を、成果を見せなければ得ることのできないものとする考えとなる。(チャン・ユンビン)

○女性参政権や女性の権利伸張のための主張や行動が具体的な面でも進取的に変化した。当時男性よりも過酷で、社会的に低い地位とされていた女性が、特に保守的な日本社会で自身の地位伸張のためさらに進もうとし、戦争の中でも自身の必要性を浮き彫りにし、女性参政権の妥当性、すなわち名分を十分に確保しようとする主体的な姿が見られる。(シム・チャンミン)

クォン・ボヘは、戦争中も「女性の社会参加は必要」であり、市川らが「女性の能力を見せつけることによって」参政権を確保しようとしたため、その運動は力を得ていったように見えるかもしれないが、おそらく家庭と職業の両立は男性の反感を買うだろう。だったら、もう少し待っていたらどうか、と提案している。戦争協力のための参政権であるならば、それは女性の権利伸張にはならないという考えである。市川らの運動が女性の解放のためだと考えていたクォン・ボヘは、市川が戦争協力へと向かうことに不安を感じたともいえる。

一方、市川の行動を「勇気に満ちあふれていた」と積極的に評価していたヨ・ヒョングは、台湾での市川の言動に植民地主義の臭いを嗅いだ。「植民地で日本語が聞かれず残念だったという彼女の言葉からそれがわかる」というのである。また、「消極的な意思表示だけを主張している」が「行動派」とも市川を評価していたキム・スルギは、「民族によって序列をつけることによって本当の意味での人権運動をしたとは見られない」とその評価を変化させる。これもやはり市川の台湾での言動からである。

さらに、「女性と男性が選挙権を同様に持ったとしても直接政治に参加するのは男性に限らざるをえない」と市川を思想を読み取っていたチャン・ユンビンは、市川の行動は「戦争によって被害を受ける他民族の状況を考慮しない」ものである、とさらにその考えを強めた。

しかし、シム・チャンミンは、市川は「保守的な日本社会で自身の地位伸張のためさらに進もうとし、戦争の中でも自身の必要性を浮き彫りにし」たと高く評価する。「受動的」「客体的」だとした最初の意見を変えてまで評価していったのである。

(3)戦後の市川房枝

敗戦を迎えうちひしがれた人々が多かったなかで、1945年8月25日、市川らは婦人活動家に呼びかけ「戦後対策婦人委員会」を結成し、その委員会総会(9月24日)は政府・政党に婦選を要求した。そればかりか、市川を初代会長とする新日本婦人同盟は、初の参政権行使までの5カ月間に18の支部を設立した。これは、かつて婦選獲得運動を担った人々と「全く新しい層」が参加して、新旧のエネルギーが一つの奔流となっていったことの現れだった^{*25}。

実は、1944年6月から市川は八王子郊外の川口村(現八王子市)に疎開するが、そこで村の

人々との交流を深め、市川は「自由主義者」と理解されていた。当時の「自由主義者」とは「非国民」の同義語である。つまり、村の人たちから「自由主義者」ではあるが、「心に深みがある」人として理解され、そのことが戦後になり村の青年たちが「民主主義とは何か」などと市川と議論する下地となったのである。それは、戦時中でも「供出や税金等の義務は男と全く同様に、酒や煙草等の受けるものは少くする。これが婦道というものでしょうか」と部落常会で発言していた^{*26}ことからわかる^{*27}。

そして、こうした活動は敗戦とともに活発になっていく。

この頃の女性参政権に関する議論はどうなっていたのだろうか。帝国憲法体制擁護の保守派政治家上田孝吉(日本進歩党)は「私ハ婦人参政ニ反対ヲスルモノデハアリマセヌガ、我ガ国ハ従来婦人ハ家庭ヲ司ル、内助ノ功ヲ讃ヘラレテキマシタ。所謂我ガ国ノ家庭制度、淳風美俗ガ存在シテ居ツタノデアリマス。此ノ家族制度、淳風美俗ト婦人参政権トノ調和ガ最モ必要デアルト存ズルノデゴコサイマスル」^{*28}と発言し、戦前の論理を踏襲していることがわかる。

一方、後日、市川はアジア太平洋戦争下の戦争協力について[資料4]のように回顧した。

【資料4】

戦争でたくさんの人が死んでいるし、家屋をやかれ、商売もやめさせられ、それで敗けた。イギリスやアメリカの婦人たちは第一次世界大戦に協力してくれたから勝ったとされて、そのほうびとして(参政権を)もらったわけですよ。日本は戦争に負けてもらったんじゃない、肩身が狭い。しかし欲しいと思って運動して来たのだから、うれしいと言っているけれど、素直にハイといえなかった。与えられた参政権を使って、二度と再びこういう戦争を起こさないように、たくさんの犠牲の人たちが生きるように、覚悟をきめて、そのうえでうれしいといったんです。(市川房枝「私の婦人運動―戦前から戦後へ」、『歴史評論』編集部◎編『近代日本女性史への証言』ドメス出版、1979、77ページ)

また、右の写真から市川がGHQのエセル・ウィード(1906～1975)と協力関係にあったことが読み取れる。ウィード中尉は、「GHQの女性政策を推進する上で最も重要な役割を果たした」^{*29}と評価されている人物である。

市川は、「ウィードとは週に1～2回参政権行使の方策を話合っているが、彼女は世界各国の女性運動に関する情報をもっており、素晴らしい人物である。彼女から日本女性の政治教育について数多くのアドバイスを受けている」と発言している^{*30}。興味深いことに



札幌でお茶をたしなむ(1946年8月23日)『平和なくして平等なく、平等なくして平和なし』39ページ(左から、市川房枝 GHQのウィード中尉、藤田たき)

ウィードは「日本でもずっと以前から婦選獲得の運動が続けられてをり、もし戦争が起ころなかったらとつくに議会を通過して日本婦人自らの手によつて獲得されてゐたに違いありません」^{*31}と日本の女性たちにメッセージを送っている。このように、ニューディーラーの援助を受けながら女性の

政治参加が広がっていったのである。

このこととともに、市川と韓国人との関係についても触れた。それが次ページの写真である。ただし、学生は3人とどうい人物か知らなかったのもので、簡単な説明を加えた。

まず朴順天(1898～1983)について「三・一独立運動に参加し^{*32}、解放後第一共和国～第三共和国時代の韓国における女性政治家。最大野党の党首も勤めるなど韓国における女性政治家の草

分け的存在」であると説明した。彼女は、当初は李承晩と行動をともにしていたが、1954年の「四捨五入改憲」を契機に袂を分かち、翌55年、趙炳玉らと民主党の結成に参加した。その後、民主党・民衆党の党首に就任し、通算5回国會議員に当選している^{*33}。

次に黄信徳(1898～1984)について「常にスポットライトを浴びてきた。今、現在も、韓国においては、女性運動指導者の地位にある」^{*34}人物と、ごく簡単にしか説明しなかった^{*35}。

最後に、李兌栄(1914～1998)について「韓国初の女性弁護士として韓国家庭法律相談所を設立した女性人権活動家。尹潽善政権で外務部長官(外務大臣)を務めた鄭一亨の妻」だったと説明した^{*36}。

そして、年譜(16ページ)から、「1945年8月25日 婦選要求」、「1951年12月22日 再軍備反対」、「1965年4月12日 北爆反対」という項目が拾えることを確認しつつ、「国連婦人の十年中間年日本大会のデモ行進(1980年11月22日)」に参加するようすを下の写真とともに紹介した^{*37}。



女性百人会館開館式に招待されて韓国訪問、景福宮庭園で(1977年10月、『平和なくして平等なく平等なくして平和なし』、55ページ) 左から朴順天、市川、黄信徳、李兌栄。



国連婦人の十年中間年日本大会のデモ行進(1980年11月22日、『平和なくして平等なく平等なくして平和なし』、5ページ)

国連NGO国内婦人委員会以下48団体、2300人が参加したこの「国連婦人の十年中間年日本大会」では、基調報告を市川が行い、政府・自治体に対しては「政府および自治体の政策決定に

婦人を参加させること」など11項目を、政党・企業・労働組合・その他の団体に対しては、「企業は婦人に対する雇用、労働条件における男女の差別をなくすこと」など4項目を要求した^{*38}。

これらのことを紹介しつつ最後に「[資料1～4]を読んで、市川房枝の思想や行動をどう思いますか」と、学生たちに聞いた。このとき、「日本で女性参政権が実現したのはいつか」という質問があったので、1945年12月だと答えた。全員でその事実を確認することができたので効果的な質問だった。

○市川房枝は日本社会にとって必要な人物だったように思う。彼女はその時々大きな変化ではなく小さなものから解決する道を願った。目的とすることだけに集中するのではなく、そのための犠牲を支払いながらも、そのことによって覚悟を再度確かめる。当時女権が弱かったにもかかわらず女性の身分によってこのようなことを計画していくには多くの困難があっただろう。だが、市川房枝がこれを克服し、このような状況にぶつかりながらも女性社会運動をしていったことはすごいと感じた。(クォン・ボヘ)

○彼女の思想は正しい方向にもあり、危険な方向にもある。女性の参政権を実現しなければならないという彼女の考えは究極的男女平等に向かうものだった。実際に1945年から日本では女性の参政権が実現している。しかし、参政権を実現する過程での彼女の歩みを見ると、国家主義的な姿を帯びていることも事実である。家族、国を守りながら、女性参政権もまた実現しなければならないと主張する。権利を主張する前に義務を果たすという考えは、女性参政権についての国家的論議をうやむやにせざるをえなくなったからこそ出てきた。国家は国民のために存在しなければならない。しかし、彼女の主張はまかり間違えば国民が国家のために犠牲にならなければならないというようにも見える。それでも、彼女の行動は女性参政権の論議を可能にしたということに大きな意義があると思う。(ヨ・ヒョング)

○比較的早くから女性の人権が発達し始めたヨーロッパ社会でも女性の普通選挙が確立したのは20世紀に入ってからだった。このような事情を考慮すれば、市川房枝はかなり早い時期から女性の権利伸張のため努力した進歩的な考え方を持った人物だと評価できる。しかし、女性が直接政治に参加して積極的に活動するよりも参政権行使を通じた消極的な意思表示を主張するなどの限界を持っていた。さらに、女性の参政権獲得のために日本の侵略戦争を肯定し、ついで女性が積極的に協力するよう主張し、日本人以外の民族に対して差別的に認識するなど、当時の日本の帝国主義的視角から抜け出せなかった。(キム・スルギ)

○市川房枝が女性参政権運動を実践した点では高く買うべきだが、女性の直接政治参加を否定し、帝国主義的侵略戦争に積極的に参加するよう主張したことには(時代的—引用者)限界を持っていた。市川が(米軍の—引用者)北ベトナム爆撃に反対したことを見ると、市川が戦争それ自体を擁護する人物ではないものの、女性参政権のために自国の戦争をチャンスにしようとしたことだけは否定できない。たとえ彼女が[資料4]で女性参政権を土台に戦争再発をくい止めようとしたとしても、侵略戦争に積極的に参加した事実是不変えられない。また市川は、参政権が社会構成員として当然享受すべき権利だという認識よりも、何か成果を見せなければ得ることのできない権利だと考えている。これはどうかすると、現実的ではあるが、参政権が社会構成員の寄与能力によって与えられるべきだという、歪曲された考えに基づいていると思われる。もちろん市川の限界を彼女個人のせいにするわけにはいかない。女権が後れていた日本社会での市川の限界は、当時の日本社会の限界を必ず反映する。このことを考慮すれば、

市川は優れた女性運動家であり、それなりの意義と限界を持った人物と見ることができる。(チャン・ユンビン)

○日本は西欧より遅く民主化の道にさしかかり、近代国家への姿を持つようになり始めたが、イギリスやアメリカより20年ほどにすぎなかったものの1945年に女性参政権を得た。これは市川房枝のような運動家の努力の結実だった。〔資料1〕によれば、女性も腐敗した政界を改善し、自分たちの問題については直接意思表示をしたいというだけで、選挙権の必要性を提示し、完全な参政権ではなく単なる投票権の要求に留まった。だが、戦争と結びついて女性参政権運動に危機が訪れたにもかかわらず堂々と立ち向かっていくという市川房枝の姿はかなり進取的だった。戦争で女性としての成果を出して堂々と女性参政権を獲得するというものだった。当時としてはかなり進取的で、第一次世界大戦当時西欧の女性参政権運動とも似た様相だった。また、〔資料4〕を通じて今後戦争のような惨事をくい止めようとする、より進取的な姿を見せた。ただ、戦争で負けても参政権を得るようになったことにくやしさを表したのは残念だ。「女性」という個人の権利のために闘争したとしても、「戦争」や「家族主義」のような保守的な社会制度に縛りつけられていたと批判される余地があると思う。(シム・チャンミン)

戦争に協力していった市川の言動を不安視していたクォン・ボヘは、戦後の市川の運動を念頭に置いて「大きな変化ではなく小さなものから解決する道を願った」ことに価値を見出し、「すごいと感じた」という。

また、「まかり間違えば国民が国家のために犠牲にならなければならないというようにも見える。それでも、彼女の行動は女性参政権の論議を可能にしたということに大きな意義がある」とするヨ・ヒョングは、市川思想は「参政権を実現する過程での彼女の歩みを見ると国家主義的な姿を帯びている」と見る。市川に内在する国家主義的な思想、あるいはナショナリズムは戦後の活動ではたして消えたのかという問いかもしれない。

キム・スルギも同様に「日本人以外の民族に対して差別的に認識するなど、当時の日本の帝国主義的視角から抜け出せなかった」とその評価は厳しい。一方で、「かなり早い時期から女性の権利伸張のため努力した進歩的な考え方をを持った人物だと評価」している。この意見もやはり市川のジェンダーとナショナリズムの関係を問うているのかもしれない^{*39}。

また、チャン・ユンビンは、「参政権が社会構成員の寄与能力によって与えられるべきだという、歪曲された考え」はひとり市川だけのものではなく、当時の日本社会全体の思潮なのではないかと問題を提起する。

シム・チャンミンの意見からは市川思想や行動への讃歌が感じられる。『女性』という個人の権利のために闘争したとしても、『戦争』や『家族主義』のような保守的な社会制度に縛りつけられていたと批判される余地が」あったとしても、それは市川だけの問題ではない。「戦争で負けても参政権を得るようになったことにくやしさを表したのは残念だ」し、「今後戦争のような惨事をくい止めようとする、より進取的な姿」こそが市川の本物の姿なのだ、としている。

3. まとめ—成果と課題

「婦選は鍵なり」、「平等なくして平和なし、平和なくして平等なし」と主張して止まなかった市川房枝の思想と行動を三つの段階に分けて、学生たちと考えてみた。①女性参政権運動の先頭に立った1920～30年代の市川思想と行動、②満州事変・日中戦争・アジア太平洋戦争へと突き

進むなかでの市川の実想と行動、そして③女性参政权が獲得された戦後の平和運動、金権政治反対運動の先頭に立った市川の実想と行動の三段階である。

高麗大の学生たちにとっては、初めてその名前を聞いた(かもしれない)日本の実践家(思想家)の一生について考えることはそうやさしい作業ではなかったと思われる。それでも、具体的な人物の分析であったこともあって、前々回・前回よりも学生の発言が多かった。

そのため、意見の深まりも見えた。とくに、ヨ・ヒョングやキム・スルギは市川に内在しているナショナリズムのありようを探っていた。戦後の反戦平和運動の先頭に立った市川にはその運動とは裏腹の、そしてそうした運動をも包摂するようなナショナリズムは払拭されたのかという問いがかいま見えたことは、今回の授業の成果であろう。

同時に、学生の現実認識も披瀝された。ヨ・ヒョングが「国家は国民のために存在しなければならない」としたとき、脳裏にあったのは朴槿恵政権が国民のための政権ではないことに対する痛切な思いだったのではないか^{*40}。

同時に、今回の授業で登場した3人の韓国人について学生がほとんど問題としていないのは、通り一遍の説明しかできず彼女たちがどういう人物かわからなかったからだと思われる。日韓両国の女性活動家たちが交差するのはどこなのか探ると、現在にまで及ぶ植民地主義の問題性が浮かび上がるように思われる。具体的には、「黄信徳と市川房枝—その共通点と違い」のようなテーマで迫ってみたい^{*41}。

*1 『歴史地理教育』2015年5月号。

*2 『日本福祉大学子ども発達学部論集』8号、2016年1月。

*3 例えば、「民主主義の芽を育てる歴史教育をめざして」、『第23回日韓歴史教育交流会』、2015、1ページ。

*4 黒木俊治「市川房枝一人権の闘いドラマ」で、市川を「実践、行動の人」、「理屈ではなく行動で示す」と断定している(『社会科教育』2013年7月号、96ページ)。おそらく、『市川房枝自伝前編』(新宿書房、1974、以下『自伝』)で「私はもちろん思想家ではない。大正デモクラシーの洗礼を受けた自由主義者のひとりで、極めて現実主義の運動家であったようだ」(611ページ)という、市川が自ら書いた文章が影響を与えていると思われる。だが、武田清子「解説」は、この文章は平塚らいてうとの確執の中で生まれた表現であり、女性解放のために一生を捧げた市川がその運動において指導者であり、同時に「強靱な思想家」であったと喝破している(財団法人市川房枝記念会監修『市川房枝集 別巻』日本図書センター、1994、12～17ページ)。

*5 市川の戦争協力をめぐる、鹿野政直は、婦選要求が自治問題・母子問題へと転換し、さらに選挙粛清から総動員運動へと大きく転換していった婦選獲得同盟の軌跡を「いわば後ずさりする姿勢をくずさなかった転向」としている(鹿野政直「ファシズム下の婦人運動」、家永三郎教授東京教育大学退官記念論集刊行委員会編『近代日本の国家と思想』三省堂、1979)。犬丸義一も鹿野のこうした論議に一定留保しつつも賛同し、問題は戦争に協力した事実を市川自身が認め、「戦後、一貫して、平和運動に従事してきた」ことこそが大切だと説く(犬丸義一「現代史のなかの市川さん—戦争と平和の問題をめぐる」、市川房枝というひと刊行会編『市川房枝というひと—100人の回想』新宿書房、1982)。

また、鈴木裕子は、市川の「あの時代のああいふ状況の下において国民の一人である以上、当然とはいわないまでも恥とは思わない」という発言にナショナリズムが内在していることを指摘している。そして、そのナショナリズムが1937年の中国への旅によって「いっきよに増幅」し、「参加→解放への論理」を確立させていったとする(鈴木裕子『フェミニズムと戦争—婦人運動家の戦争協力』マルジェ社、1988、101～135ページ)。

一方、戦争への加担とともに『婦人解放』の側面ではあくまで『非転向』を貫いていることに留意すべきとする菅原和子は、市川が「その不屈の精神と戦略・戦術的巧みさゆえに国家に搦めとられてしまった」と指摘する(菅

原和子『市川房枝と婦人参政権運動—模索と葛藤の政治史』世織書房、2002)。さらに、進藤久美子は、鈴木裕子の論理を告発史観として批判しつつ、女性としてのアイデンティティと「国民」としてのアイデンティティが市川の戦争協力を動機づけ、「平和のイデオロギーとしてフェミニズムが本来具備する普遍性を捨て去り」、「皇国フェミニズム」へと堕していったと主張する(進藤久美子『市川房枝と「大東亜戦争」—フェミニストは戦争をどう生きたか』法政大学出版局、2014)。

*6 市川房枝「私の婦人運動—戦前から戦後へ」、『歴史評論』編集部◎編『近代日本女性史への証言』ドメス出版、1979、68ページ。

*7 1890年には第1回総選挙が行われ、議会が開設されたと時代と認識されることが多いが、市川は「女性の政治的権利剥奪元年」と認識している。この認識を鹿野政直は「風雪にたえてきたこの婦人運動家の手ごたえを感じずにはいられない」と高く評価している(『婦選』の二字を掲げつづけた意味—市川房枝の生と死)、「市川房枝という人」刊行会編『市川房枝という人—100人の回想』新宿書房、1982、29ページ)。

*8 鹿野政直『近代国家を構想した思想家たち』岩波ジュニア新書、2005、89ページ。

*9 中学校歴史教科書の中で、市川を大きく取り扱っているのは、学び舎と教育出版である。学び舎は、平塚らいてうと新婦人協会をつくったこと(2015年版[以下、発行は同じ年度]、216～217ページ)や、婦選が貴族院で否決されたことによって女性参政権が実現しなかったと記述している(219ページ)。教育出版は、口絵で「平等なくして平和なし、平和なくして平等なし」を紹介し、さらに本文では、「(第一次—引用者)大戦後には、市川房枝らによって、女性の参政権の獲得をめざす運動も起こりました」(206ページ)と簡潔に記述している。

帝国書院と日本文教出版は、平塚らいてうに関する記述のなかで市川を扱っている。ただし、日本文教出版は、写真「新婦人協会の第1回総会」を載せている。育鵬社と東京書籍は本文には記述がなく、側注に入れている。育鵬社は、本文の「ロシア革命の影響で共産主義の思想」が広まったとして、その「共産主義の思想」の側注に「平塚らいてう、市川房枝らが活躍した」とあり、市川は共産主義者に仕立てあげられている(217ページ)。清水書院と自由社は市川に関する記述がない。

また、高校の日本史教科書では、第一学習社『日本史A』(2013年版)が、戦前の女性参政権運動ではなく、戦後の歴史の中で市川を大きく取り上げている(「ベアテ＝シロタと市川房枝」、141ページ)ことは評価したい。関連して、河西秀哉「高校日本史で女性の歴史をどのように教えるか?—近現代史学習のなかで—」(『女性学評論』第29号、2015)が、女性史に関連して高校日本史教科書の比較分析をしている。

*10 この頃、市川はキリスト教系の『六合雑誌』に、「結婚問題」(1916年4月号、ただし「FI生」というイニシャルで)、「不徹底なる良妻賢母主義」(同年6月号、本名で)と立て続けに投稿し、良妻賢母主義に反感を持っていたことがわかる。

*11 新婦人協会については、市川房枝『自伝』、50～101ページ参照。なお、機関誌『女性同盟』の記事から新婦人協会の性格について、イ・ウンギョン「大正期日本の女性運動の組織化と路線葛藤—『女性同盟』を通して見た新婦人協会(1919～1922)の歴史と意義」(『東洋史学研究』第116輯、2011、韓国語)が分析している。

*12 この記念大会については、『自伝』、119～120ページ参照。

*13 1925年には婦選獲得同盟の最初の県支部である千葉支部が300人で設立され、1933年にその会員数がピークに達した。しかし、行政の侵略戦争準備などによって自主的婦人団体の活力が削がれ、1940年には「不本意な解散」を強いられた(伊藤康子『草の根の婦人参政権運動史』吉川弘文館、2008、10～19ページ)。

*14 委員長には東京連合婦人会会長の吉岡弥生が、副委員長にはガントレット恒子、小林珠子が就任している(『自伝』、171ページ)。

*15 『自伝』、171ページ。

*16 婦選獲得同盟、婦人参政同盟、日本基督教婦人参政権協会の三者共催で行われ、そして後援団体は日本基督教婦人矯風会など十団体が名を連ねた(『自伝』、257ページ)。なお、市川を襲った暴漢は、赤尾敏だったとされる(『自伝』、258ページ)。

- *17 第50議会本会議(1925年3月20日)、『大日本帝国議会誌』第15巻、1930、1379ページ。ただし、菅原和子『市川房枝と婦人参政権獲得運動―摸索と葛藤の政治史』世織書房、2002、53ページより再引用。
- *18 「地方自治と女子参政権」、『地方行政』1925年2月号。ただし、菅原和子、前掲書、63ページより再引用。
- *19 金子しげり「大日本連合会発会式拝見の記」、『婦選』1931年4月号。ただし、菅原和子、前掲書、152ページより再引用。
- *20 『第59回帝国議会貴族院議事速記録』第59議会で、第57巻、東京大学出版会、1983、627～636ページ。ただし、菅原和子、前掲書、151ページより再引用。
- *21 『自伝』、361ページ。
- *22 「私は実は本島人[台湾人―引用者]の方々の生活しておられるほんとうの姿を拝見したいと存じ、……夜独りで宿屋を抜け出して、盛り場を拝見に行ったり、また、本島の皆様方のお宅も失礼ながらのぞいて歩いたりいたしました。……残念ながらここでは国語は殆ど一言もきかれませんでした。……一体こゝはどの国かと思はれる程でした。……然し国語は、内地人と話す時だけ使ふといふのではなく、日本の国語でありますから、街頭は勿論家庭でも一日も長く常用していただきたいと思ひます」(市川房枝「台湾旅行―12月23日ラジオ放送」、12ページ。ただし、進藤久美子『市川房枝と「大東亜戦争」―フェミニストは戦争をどう生きたか』法政大学出版局、2014、506ページより再引用)と発言している。もちろんラジオ放送での発言であるため、当局に言われている、あるいは当局の圧力を感じていた可能性は否定できないが、市川の植民地に対する認識が如実に表れていると見なければならない。このことについては、市川はあまり語らない。
- さらに、中国女性に対する認識も同様である。「汪政府も重慶政府も……国民全部を政治に参加させようとしてゐる。したがって、国民に選挙権をあたへるときには、婦人を除外することはないであらう。さうなると日本の先をゆくことになる」と言いつつ、「日本はこれから支那の婦人をつかまなくてはならない。それには日本の婦人たちが向うへでいづくことが必要である」と主張する(市川房枝「見て来た新支那(下)」、『婦女新聞』1940年4月28日)。
- *23 東条英機、第83回臨時議会、1943年10月27日。ただし、菅原和子、前掲書、445ページより再引用。
- *24 菅原和子、前掲書、445ページ。こうした市川の子勤労働員制度化の要求は、女子の保護政策の整備、犠牲の負担の平等を内包していたとしても、「公的領域から排除されていたがゆえに一層社会進出への欲求が生まれた」、いわば屈折した「反動の側に立つ」論理だった(同前、450ページ)。
- *25 伊藤康子、前掲書、167ページ。なお、同書は、地域(愛知県)からの視点で戦前・戦後の女性参政権獲得運動を分析している。
- *26 菅原和子、前掲書、453～457ページ。
- *27 「理解するということは、実在の一つの^{タイプ}を、別の一つの^{タイプ}に還元することだ、ということであり、真の実在はけっして最も明瞭なものではない、ということであり、さらに、真実というものの本性は、真実が身をかくそうとするその配膚のなかに、すでにありありとうかがわれる、ということである」(クロード・レヴィストロース「悲しき熱帯」、泉靖一編『世界の名著59』中央公論社、1967、403ページ)が想起される。
- *28 1945年12月4日、『帝国議会衆議院議事速記録』第88議会・第89議会、第81巻、東京大学出版会、1985、70ページ。ただし、菅原和子、前掲書、489ページより再引用。
- *29 上村千賀子『女性解放をめぐる占領政策』勁草書房、2007、25ページ。
- *30 CIE, "Civil Education of Women (A onversazione)", *GHQ/SCAP Records*, Box no.5250, Folder title: Politics, Political Education. ただし、上村千賀子、前掲書、32ページより再引用。
- *31 『新潟日報』1946年3月23日。ただし、上村千賀子、前掲書、37ページより再引用。
- *32 朴順天は、三・一独立運動のとき馬山の責任者として活躍し、東京に逃げたが発覚し一年半の刑期を終えて出獄した。そして、再度日本へ留学する(李順愛「黄信徳のこと」、『季刊三千里』17号、1979、101ページ)。そして、1924年9月に開かれた「被虐殺朝鮮同胞記念追悼会」で、朴順天は「私共は何等かの手段で復讐せねばならぬ」と叫んで官憲から中止を命ぜられている。その後、1920年代の女子留学生運動を主導したのち朝鮮に帰って

からも女性教育のための活動や農村啓蒙運動に取り組んでいく(裴始美「1920年代における在日朝鮮人留学生に関する研究—留学生・朝鮮総督府・「支援」団体—」、一橋大学大学院博士論文、2010)が、1941年12月に開かれた「朝鮮臨戦報国団血戦婦人大会」(朝鮮臨戦報国団は皇道精神の宣揚と戦時体制下での国民生活刷新を推進することを目標に設置されたが、1942年に国民総力朝鮮連盟に吸収される)に演者の一人として参加する。解放後は、一転して政治家としての道を歩む。この過程については、青木育美『現代韓国と女性』(新幹社、2006、163～170ページ)が詳しい。なお、同書では朴順天を「パク・スンチョン」と表記している。

*33 趙炳玉チョビョンオクの回顧によれば、趙炳玉は四捨五入改憲以前から朴順天らと接触し、民主党内で護憲同志会(後に民主党に発展)を結成するための特別委員会を組織した、という(『東亜日報』1954年12月1日、ただし、朴泰均パクテギョン『曹奉岩研究』創作と批評社、1995、224ページ、韓国語より再引用)。

*34 李順愛、前掲論文、98ページ。

*36 梨花女子大学校は1970年代の民主化運動の中心となっていたが、とくに「李兌榮イ・テヨソなどの梨花出身者が梨大に奉職し、自らも軍事独裁政権と闘いながら女性運動、女性学研究、活動実務にたずさわる数多くの後輩たちを育てた」(山下英愛「韓国における女性運動の現状と課題」、『東西南北』、2007、41ページ)。1974年に発足した「民主回復国民会議」でも尹潽善ユンボソン、兪鎮午ユジン、金泳三キムヨンスンらと並んで各界代表71名に名を連ねている(『東亜日報』1974年11月27日)。さらに翌年、韓国キリスト教教会協議会が西ドイツからの援助金を横領したとして当局が事件を捏造すると、朴炯圭パクヒョングらは「宣教の自由守護臨時対策委員会」を組織し、弁護団を結成するが、李兌榮はその弁護団の一人として活躍した。この事件の背後には、民青学連事件の黒幕として人民革命党を捏造し死刑を執行したが、その事件の真相暴露を防ごうとしたのである(朴炯圭(山田貞夫訳)『路上の信仰—韓国民主化闘争を闘った一牧師の回想』新教出版社、2012、265～277ページ)。李兌榮がこうした活動を始める契機などについては、朴ソクブン・朴ウンボン(石田美智代訳)「韓国最初の女性弁護士—李兌榮」(仁科健一・館野哲編『新韓国読本⑤ 異邦の韓国人・韓国の異邦人』社会評論社、1996)が詳しい。

*37 韓国でも、イ・ジョン「戦後日本の民主化運動のリーダーシップ—市川房枝 理念、機会構造、動員戦略としてのネットワークングを中心に」(『EAI日本研究パネル報告書』No.4、2012、韓国語)は、市川の戦後の活動を「女性の主体性回復を通して日本の草の根民主主義の強化に寄与した」と高く評価している。

*38 国連婦人の10年間中間日本大会実行委員会編『国連婦人の10年間中間日本大会記録』、1981、65～66ページ。なお、この「記録」では、1981年2月11日に亡くなった市川への追悼辞「かけがえのない市川先生を失って」を鍛冶千鶴子ツクリチが書いている(同前、2ページ)。

*39 ジェンダーとナショナリズムとの関係については、上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』(青土社、1998)を参照。

*40 朴槿恵パク・クネ大統領が機密性の高い内部文書の民間人への提供(いわゆる崔順実チェスンシルゲート事件)を認め国民に謝罪したのが、授業の直後だった。その後、ソウルの光化門広場が「朴槿恵下野」を叫ぶ100万人とも言われる人々で埋まり、12月には国会で弾劾が決議された。授業当日にはすでに「教授のみなさん」で始まる梨花女子大生のチョン・ユラ(崔順実の娘)の不正入学などを批判する壁新聞が高麗大のあちこちに貼られていたことから、マスメディアで報道される前から学生の間では朴槿恵と崔順実の関係が疑われていたことがわかる。

*41 ここで、想起されるのは「問題は、真実と虚偽を発見することにあるよりも、むしろ、人間がいかんにしてすこしずつ矛盾を克服してきたかを理解することにあった」(クロード・レヴィストロース「悲しき熱帯」、泉靖一編『世界の名著59』中央公論社、1967、394ページ)という言葉である。

市川房枝年譜

1893.5.15 愛知県中島郡明地村(現尾西市)の農家の三女に生まれる

1912.4 新設の愛知県立女子師範学校に移る。新校長の良妻賢母教育に反発、同級生28人とストライキを起こし28カ条の要求書を提出

1913.4 女子師範卒業、朝日尋常高等小学校の訓導となる
1917.7 名古屋新聞(現・中日新聞)の記者となる
1918 イギリス女性参政権実現
1919.11.24 平塚らいてうと「新婦人協会」を創立、治安警察法の5条改正運動をおこす
1920 アメリカ女性参政権実現
1923 関東大震災
1924.12.13 「婦人参政権獲得期成同盟会」(翌年「婦選獲得同盟」と改称)創立に参加
1925 普通選挙法公布(1928 最初の男子普通選挙)
1931.2.28 婦人公民権衆議院で可決、貴族院で否決
1931.9.18 満州事変
1937.1.24 第7回全日本婦選大会(主催4団体、後援22団体)最終回
1937.7.7 日中戦争
1937.9.28 戦時生活に対処するため、自主的8婦人団体で「日本婦人団体連盟」を組織
1938.4.1 国家総動員法成立
1941.12.8 アジア太平洋戦争開戦
1942.12.23 台湾旅行中「大日本言論報国会」の理事に加えられる
1945.8.25 女性活動家に呼びかけ「戦後対策婦人委員会」結成、政府・政党に婦選を要求
1945.9.2 アジア太平洋戦争敗戦
1945.11.21 勅令で「治安警察法」廃止、女性の政党加入自由となる
1945.12.17 「衆議院議員選挙法」改正、女性参政権実現
1946.11.3 日本国憲法公布
1947.3.24 大日本言論報国会理事であったことが理由で公職追放となる(1950.10.13 追放解除)
1951.9.8 サンフランシスコ平和条約、日米安保条約調印
1951.12.22 平塚らいてう・じょうだい上代たのらと「再軍備反対婦人委員会」を結成
1953.4.25 第3回参議院議員選挙に東京地方区から「理想選挙」で立候補、2位当選
1956.12.18 日本、国際連合に加盟
1957.4.1 「婦人団体国会活動連絡委員会」組織(6団体)
1957.8.1 「国連NGO国内婦人委員会」組織(6団体)
1958.4.11 「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」国会で承認
1965.4.12 北ベトナム爆撃反対をライシャワー駐日米大使に陳情(6団体)
1971.6.27 第9回参院選東京地方区で落選
1974.7.7 第10回参院選全国区で2位当選
1977.10.4-6 友人の「女性百人会館」開館式出席のため韓国訪問
1979.8.27 「汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会(ストップ・ザ・汚職議員の会)」を結成(17団体、代表世話人)
1980.6.22 第12回参院選全国区で1位当選
1981.2.11 死去、87歳9カ月

(HP「市川房枝年譜」を修正した)